

平成14年度 中小企業組合検定試験

問題と解答(10) 組合会計 ③

全国中小企業団体中央会

第4問

次に示すB協同組合の平成13年度(平成13年4月1日から平成14年3月31日まで)の総勘定元帳残高(消費税税抜き処理)、付記事項、決算整理事項及び剰余金処分事項に基づき、解答用紙の損益計算書(費用配賦表を含む。)及び剰余金処分案を完成しなさい。

総勘定元帳残高 (単位 円)

借方科目		貸方科目	
現金	61,543	支払手形	2,650,000
当座預金	210,540	買掛金	56,875,007
普通預金	2,739,985	短期借入金	3,000,000
定期預金	37,448,162	未払金	1,132,474
受取手形	8,260,500	預り金	389,701
売掛金	55,087,300	仮受消費税等	12,700,201
貸付金	49,308,762	建物付属設備減価償却累計額	3,563,529
繰越商品	2,493,628	器具備品減価償却累計額	2,037,346
建物付属設備	7,710,000	転貸借入金	46,905,000
器具備品	3,907,100	長期借入金	20,731,500
一括償却資産	316,783	退職給与引当金	2,864,500
電話加入権	231,630	教育情報費用繰越金	320,000
ソフトウェア	242,500	出資金	15,000,000
関係先出資金	1,000,000	資本準備金	2,437,000
仮払消費税等	12,091,573	利益準備金	1,953,000
仕入高	231,597,610	役員退職給与積立金	1,200,000
転貸支払利息	954,298	特別積立金	3,860,000
役員報酬	4,800,000	前期繰越利益	35,279
職員給料手当	14,596,200	組合員売上高	257,860,420
福利厚生費	614,971	一般売上高	968,610
職員退職金	810,000	賦課金収入	8,000,000
旅費交通費	1,017,020	受取貸付利息	1,625,814
通信費	841,253	退職給与引当金戻入	245,000
水道光熱費	762,464	事業外受取配当金	25,000
賃貸料	4,503,680	事業外受取利息	58,049
租税公課	540,200	雑収入	174,973
事務用品費	735,810	固定資産売却益	61,034
消耗品費	1,282,420		
印刷費	887,640		
機関誌発行費	961,770		
講習会費	240,000		
事業外支払利息	418,095		
合計	446,673,437	合計	446,673,437

付記事項

- (1) 総勘定元帳残高は決算整理前の残高である。
- (2) 当組合は経済事業として共同購買事業及び共同金融事業を、非経済事業として教育情報事業を行っている。繰越商品、仕入高、売上高は共同購買事業、転貸支払利息、受取貸付利息は共同金融事業、機関誌発行費及び講習会費は教育情報事業に属する勘定である。
- (3) 共通費の各事業への配賦率は解答用紙の費用配賦表に記入してある。(1円未満四捨五入)

決算整理事項

- (1) 未払金とすべき印刷費 100,000円及びその消費税5,000円が未計上である。
- (2) 期末商品棚卸高 2,428,724円(消費税税抜き)
- (3) 当期における建物付属設備、器具備品、一括償却資産及びソフトウェアの減価償却費の計上額は次の通りである。

建物付属設備	588,798円
器具備品	486,452円
一括償却資産	125,600円
ソフトウェア	60,150円
- (4) 当期の退職給与引当金繰入額は、300,000円である。
- (5) 当組合の賦課金収入はすべて教育情報事業に充てられる賦課金であって、当期の予定事業が次期に繰り越されることによって仮受金処理される賦課金は、120,000円である。

なお、教育情報費用繰越金の残高は全額戻入する。
- (6) 上記の決算整理を行い、未払消費税等を算出すると603,600円になる。仮受消費税等と仮払消費税等を相殺し、未払消費税等を計上する仕訳で発生する差額は雑収入として処理する。
- (7) 当期の共同購買事業について組合員売上高に対し0.1%の利用分量配当(1,000円未満切捨)を行うこととしている。したがって、当期利益に対する法人税・住民税及び事業税の充当額(1,000円未満切捨)は、上記の期末整理事項を処理した後の税引前当期利益から教育情報費用繰越金戻入及び利用分量配当金を控除した額の32%に住民税均等割額180,000円を加算した金額を計上する。

剰余金処分手項

- (1) 利益準備金は当期利益に対して10%を計上する。(1,000円未満切上)
- (2) 特別積立金は当期利益に対して20%を計上する。(1,000円未満切捨)
- (3) 教育情報費用繰越金は当期利益に対して5%を計上する。(1,000円未満切上)
- (4) 出資配当金は期末出資金に対して2%を計上する。ただし、期中における出資金の移動はない。
- (5) 利用分量配当金は共同購買事業について組合員売上高に対して0.1%を計上する。(1,000円未満切捨)
- (6) 役員退職給与積立金を200,000円計上する。

(解答は、次号)

11月は連携組織強化月間

活かそう! 組織の力・組織の知恵

中央会は、組合等の
中小企業連携組織の支援を行っています。

Ⓧ 全国中小企業団体中央会・都道府県中小企業団体中央会
<http://www.chuokai.or.jp/>

中小企業組織の設立・運営についてのご相談は最寄りの中央会へお問い合わせ下さい。